

1 避難支援プランの概要（現況）等

（1）避難支援プランの概要

調布市避難行動要支援者避難支援プラン（以下「避難支援プラン」という。）とは、災害発生時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、避難行動要支援者の避難支援対策について、基本的な考え方や進め方などを明らかにしたもの。

（2）避難行動要支援者名簿の提供

市は、避難支援プラン等に基づき、避難行動要支援者の名簿を整備し、同意が得られた方の情報を、警察や消防などの関係機関等に提供している。また、協定を締結した自治会やマンション管理組合等の地域組織に名簿を提供し、災害時に、地域において避難情報の伝達や安否確認などの支援に活用することとしている。

（3）避難行動要支援者の範囲

高齢者	① 75歳以上の一人暮らし又は75歳以上のみの世帯の者 ② 介護認定区分が要介護1又は2で、一人暮らし又は同居の家族が75歳以上の者 ③ 介護認定区分が要介護3～5の者
障害者	① 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている者、視覚障害4級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者、聴覚障害4級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者 ② 愛の手帳の交付を受けている者 ③ 精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている者
その他	自ら支援を希望する者等、名簿への掲載を求める者の中で、市長が必要と認める者

（4）避難支援等関係者

（ア）調布警察署	（オ）調布市消防団
（イ）調布消防署	（カ）調布市内の防災市民組織
（ウ）調布市社会福祉協議会	（キ）調布市内の自治会 自治会連合協議会
（エ）調布市の民生委員	地区協議会 マンション管理組合

（5）避難行動要支援者の現況（令和6年4月1日現在）

ア 避難行動要支援者名簿の登載者数	約27,000人
イ 避難行動要支援者名簿提供に係る同意者数	約16,000人
ウ 同意率（同意者数/名簿登載者数）	約60%

2 避難支援プラン改定の概要等

（1）避難支援プラン改定の目的（災害対策基本法の改正）

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者ごとの「個別避難計画」について、市町村が主体となり作成に取り組むことが努力義務化されたことを踏まえて、災害時に安全に避難することが困難な高齢者、障害者等の避難行動要支援者に対し、より実効性のある災害時の支援体制の整備を推進するため、避難支援プランを改定する。

（2）地域防災計画との整合

「個別避難計画」の作成に当たり、地域防災計画において定める必須事項（個別避難計画作成の優先度に関する避難行動要支援者の範囲等）のうち、その基本方針を地域防災計画に記載し、その具体や細目については、避難支援プランに定めるよう検討を進める。

3 避難支援プラン改定の主な内容（個別避難計画の作成）

（1）個別避難計画の概要

個別避難計画とは、避難行動要支援者ごとの状況に応じて、避難時に必要な情報や体制をあらかじめ記録しておくもの。

（2）個別避難計画作成の優先度設定

個別避難計画の作成に当たり、優先度の高い避難行動要支援者から取り組んでいけるよう、国の取組指針等を踏まえて、以下の項目について検討し、優先度を設定する。

- ア 調布市におけるハザードの状況
調布市ハザードマップ上の浸水想定区域 等
- イ 当事者本人の心身の状況
要介護度、障害者手帳等級 等
- ウ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況
避難行動要支援者の居住状況 等

（3）作成主体の設定

国の取組指針では、個別避難計画の作成については、避難行動要支援者と普段から関わりのある方、特に福祉専門職の参画が重要としている。地域組織を中心とした現在の状況から、特に個別避難計画作成の優先度が高い避難行動要支援者について、福祉専門職等が計画の作成に関与していく体制を検討する。

4 避難支援プラン改定に向けた取組

（1）調布市避難行動要支援者避難支援プラン改定検討会

庁内関係各課（総合防災安全課、福祉総務課、高齢者支援室、障害福祉課及び健康推進課）の課長職の職員により構成する検討会を設置し、組織横断的な連携により必要な検討を行う。

（2）避難支援プラン改定にかかる庁内ヒアリング

避難行動要支援者支援の関係課の意向や現場の状況を把握するとともに、福祉、保健・医療、防災、地域等に関する現場の職員の具体的な視点から検討し、避難支援プランの改定に係る検討の資料とするため実施をする。

（3）関係団体との意見交換

避難行動要支援者の支援に関する当事者や支援者の関係団体の意向や現場の状況等を把握し、その結果を避難支援プランの改定に係る検討の資料等とする。併せて、次年度以降の個別避難計画作成に関する協力体制構築の契機とする。

- 対象 障害等当事者団体、支援者団体等を想定

（4）パブリック・コメント

パブリック・コメント手続により、避難支援プランの素案について広く市民から意見を求める。

5 全体スケジュール（予定）

